

# 二子玉川地区の堤防整備に伴う 天端通行に関する意見交換



日 時： 令和4年3月26日（土） 10：00～11：30

場 所： 二子玉川まちづくりセンター

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

## 二子玉川地区天端通行に関する意見交換の開催について

- 新型コロナウイルス感染症予防のため、通常よりも定員を減らして座席間の距離を開けさせていただいております。  
ご発言の際にはマイクを使用し、大声とならないようご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 本日交わされたご意見や質疑応答の内容は、次回以降の「二子玉川地区水辺地域づくりワーキング」の中で報告させていただきます。  
また、意見交換での説明資料及び議事要旨については、後日、京浜河川事務所ホームページに掲載いたします。

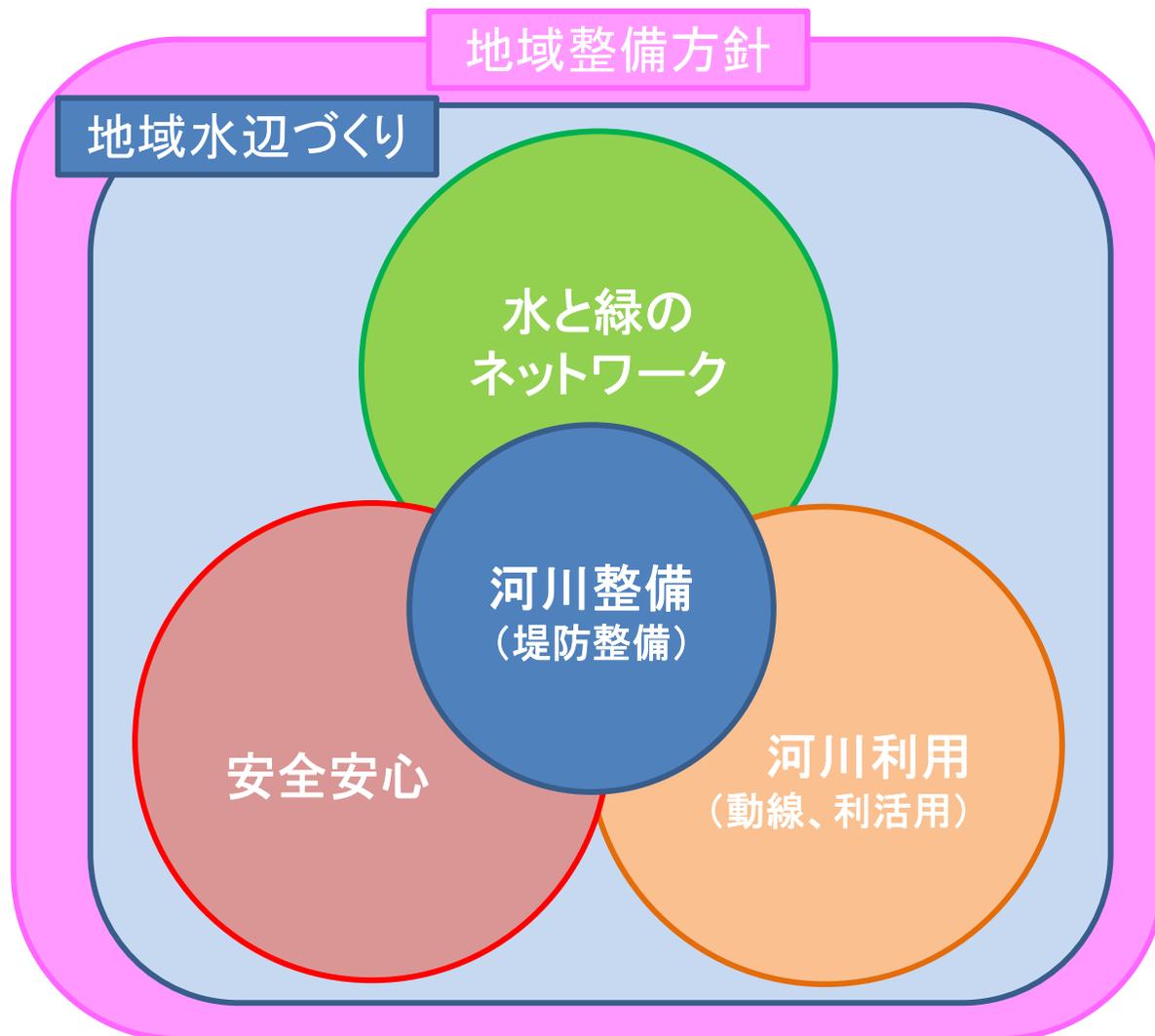
# 目次

1. これまでのワーキングの振り返り
2. ワーキングと堤防設計等の経過
3. 天端通行に関する河川管理者、区の立場・意見、対策案について

# 1. これまでのワーキングの振り返り

多摩川二子玉川地区の治水対策を含めた水辺地域づくりにあたり下記項目を基本理念とした整備方針・整備内容に関する意見交換を目的とする。

- ・水と緑のネットワークを考慮した二子玉川地区の河川整備
- ・安全安心の地域づくり
- ・多摩川の利活用、動線、歴史、景観に配慮した整備



【主な内容は下記を想定】

河川整備→堤防整備【京浜】をきっかけとして

### ・水と緑のネットワーク

→現在の自然環境への配慮  
(兵庫島公園 など)

→方針【世田谷区】  
整備への反映【京浜】

### ・安全安心

→堤防整備・緊急用河川敷道路【京浜】  
地域の安全安心【世田谷区】

### ・河川利用

(多摩川の中での利用者が多い地域)  
→上下流、駅や地域への動線確保  
水辺の利用【世田谷区】

(名称)

第1条 本ワーキングは、二子玉川地区水辺地域づくりワーキング（以下「WG」という。）という。

(目的)

第2条 WGは、多摩川二子玉川地区の水辺地域づくりにあたり下記項目を基本理念とした整備方針・整備内容に関する意見交換を目的とする。

- ・ 水と緑のネットワークを考慮した二子玉川地区の河川整備
- ・ 安全安心の地域づくり
- ・ 多摩川の利活用、動線、歴史、景観に配慮した整備

(構成)

第3条 WGは、地元住民、多摩川の二子玉川地区で活動している住民、学識経験者、地元自治体並びに河川管理者のメンバーをもって構成する。  
メンバーの中から中立な立場で円滑にWGを進めるためコーディネーターを置く。

(事務局)

第4条 WGの事務局は国土交通省京浜河川事務所とする。世田谷区はこれを補佐するものとする。

# 1-2. これまでのワーキングの振り返り【第1回～第3回 開催概要】

## 開催日と参加人数

## 概要

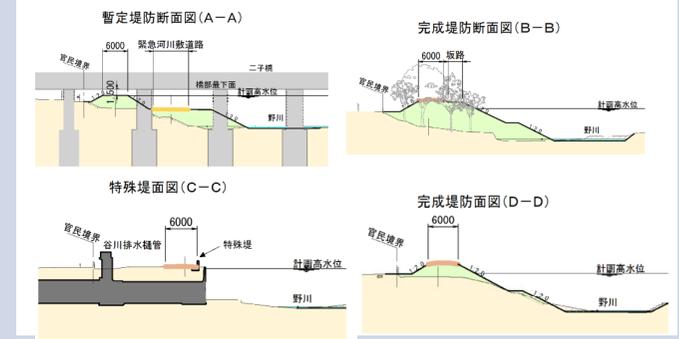
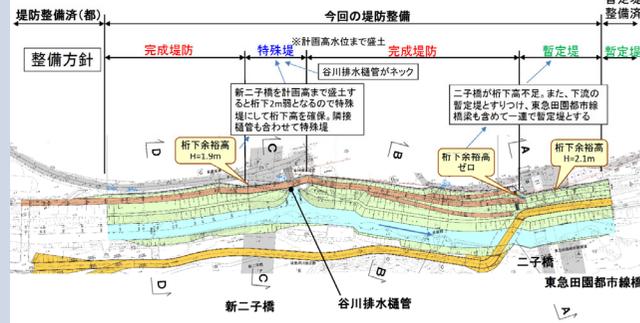
### 第1回

平成30年  
3月3日(土): 20名  
3月5日(月): 15名



**高さの確保と土堤を基本とした堤防の整備案を提示。**橋梁や樋門等の工作物の改築が必要となる箇所は、特殊堤及び暫定堤での整備案を提示した。

主に「堤防整備」、「環境」、「動線」についての意見の中で、「築堤について、一定の理解はする」、「出来るだけ緑は残して欲しい」、「商店街から川に向かう通路がほしい」といった意見があった。



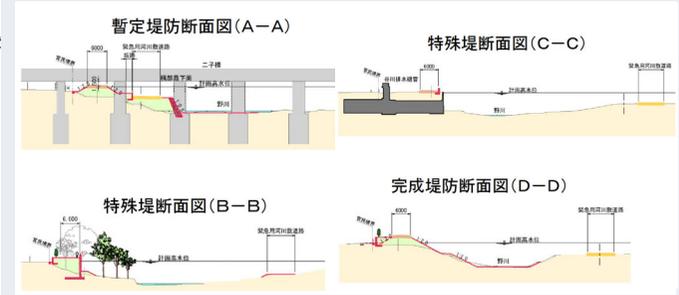
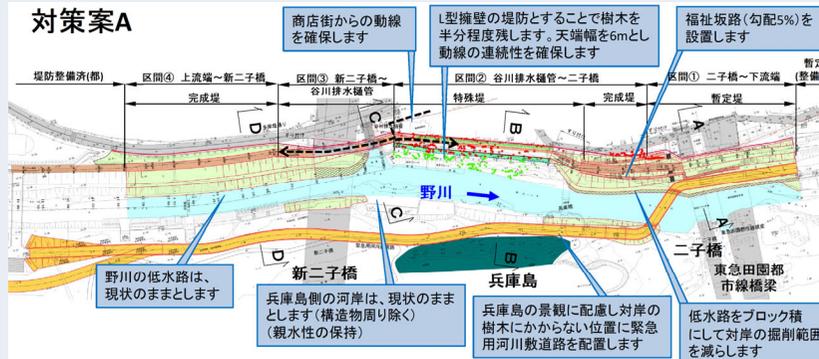
### 第2回

平成30年  
6月1日(金): 38名  
6月2日(土): 31名



第1回ワーキングでの意見を踏まえ、堤防整備区間を4区間に分け、「連続した動線の確保」、「特殊堤の採用による樹木の保全」、「マンション前のプライバシーの確保」等の対応方針案を提示。

様々な意見とともに、多自然川づくりの専門家の参加、環境調査結果を示して欲しいという意見が出された。



### 第3回

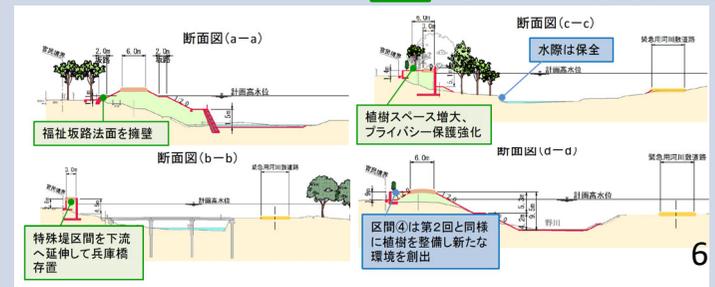
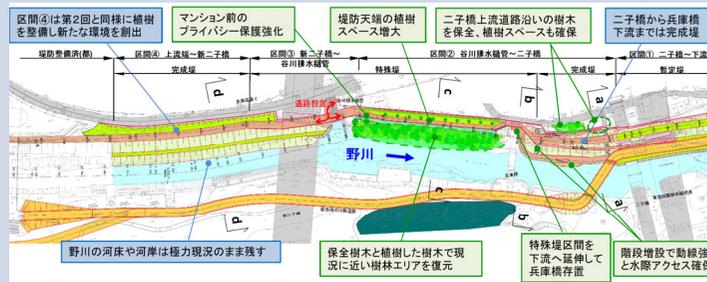
平成30年  
9月14日(金): 22名  
9月15日(土): 22名



第2回ワーキングでの意見を踏まえ、環境調査結果等を提示し、「兵庫橋～二子橋区間の樹木保全」、「堤防天端の植樹範囲の拡大」、「兵庫橋の存置」、「階段等の改善」等の修正整備案を提示。

第3回ワーキングより多自然川づくりの専門家も参加した。

□: 第2回WGから見直したもの



# 1-2. これまでのワーキングの振り返り【第4回～第6回 開催概要】

第4回

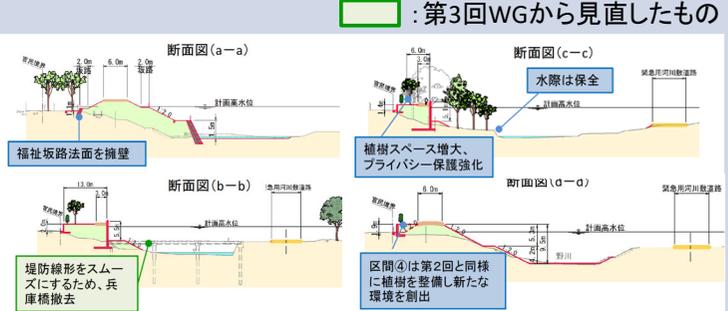
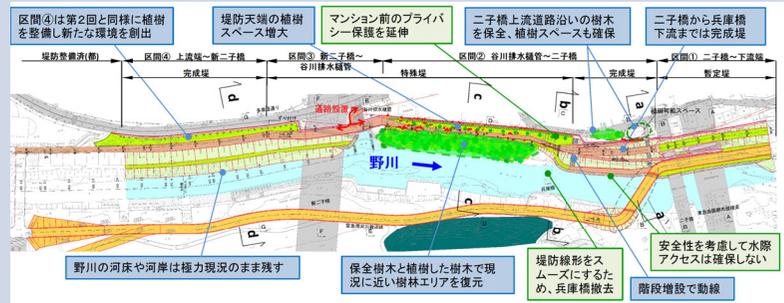
開催日と参加人数

平成30年  
12月22日(土):32名



概要

第1回から第3回までのワーキングでの意見を踏まえ、「**兵庫橋を残す案**」と「**撤去する案**」、「**堤防沿いの住宅へのプライバシーに配慮した植栽範囲の見直し案**」等について、模型を使用し全体討議を実施。  
「堤防整備(高さ)」「兵庫橋の取り扱い」「動線(堤防天端の通行)」について意見が分かれ、次回ワーキングにて詳細設計に向けたとりまとめを行うこととした。



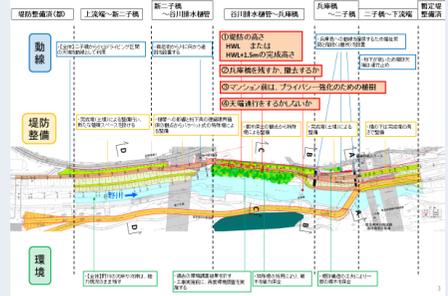
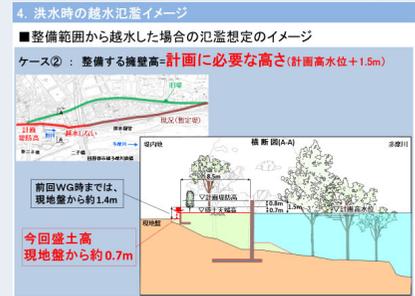
第5回

令和元年  
6月30日(土):24名



第4回ワーキングでの意見を踏まえ、擁壁の高さを「計画高水位+1.5mの完成高さとする案」と「計画高水位とする案」、兵庫橋を「残す」か「撤去する」、マンション前は、「プライバシー強化のための植樹」、天端通行を「する」か「しない」かについて模型を使用し全体討議を実施。

堤防の高さを計画高水位+1.5mの完成高とし、マンション前の天端高を第4回ワーキングより70cm下げた案、兵庫橋は撤去する方針とした。次回ワーキングでは、「久地陸間の廃止および動線」について整備案を提案することとした。



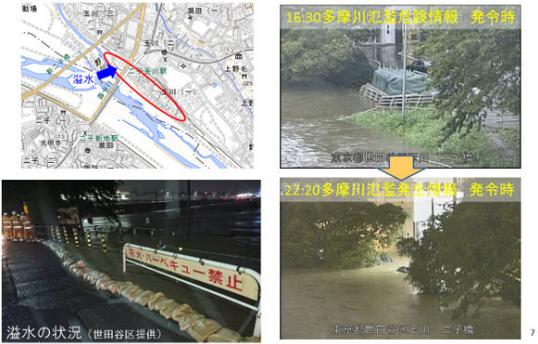
第6回

令和2年  
9月26日(土):22名



令和元年東日本台風の被害を受けて、被害状況および出水対応の報告とともに、本堤防整備が多摩川緊急治水対策プロジェクトによって整備されることの説明を行った。  
 また、第1回～第5回のワーキングを受けて課題の振り返りとして、「兵庫橋関連」、「樹木関連」、「動線関係」、「今後のワーキング開催方法」について意見を伺った。

令和元年東日本台風(令和元年台風第19号)  
 ■田園調布(上)洪水予報区において、令和元年10月12日16:30に多摩川氾濫危険情報、22:20に多摩川氾濫発生情報を発令



# 1-2. これまでのワーキングの振り返り【第7回～第9回 開催概要】

第7回

## 開催日と参加人数

令和3年  
3月13日(土):42名  
Web開催



## 概要

「樹木の植樹、移植」について、樹木調査結果をふまえ、移植可能な樹木の選定結果等を報告し、「**樹木の植樹及び移植等**」に関する**対応方針案を説明**し、全体討議を実施した。  
 討議では、樹木移植の必要性に関する意見やプライバシー確保のための植樹に関する意見等が出された。  
 次回ワーキング以降、「植樹・移植の対応方針」、「兵庫橋撤去後の代替機能」、「久地陸間の廃止を含む堤防天端の通行」について整備案を提案することとなった。

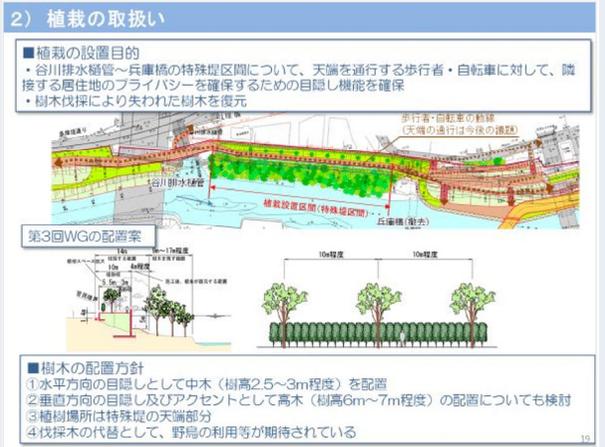


第8回

令和3年  
7月11日(日):47名  
Web開催



「移植可能な樹木の取扱い」、「植栽の取扱い」、「兵庫橋撤去後の代替」について方針を説明し、討議を実施した。  
**樹木の移植は実施しない方針**を説明したほか、植栽に用いる樹種の選定、兵庫橋撤去後のモニュメント等について意見が出された。また、「堤防天端の通行」に関して多くの意見が出され、次回ワーキングでは「堤防天端の通行」について協議することとなった。



第9回

令和3年  
12月5日(日):51名  
Web開催



「堤防天端の通行」に関して、国及び区の立場として、河川敷における自由使用の原則や、一般的に散策路や高水敷のアクセス路として日常的に住民の利用に供していること、また、交通安全や災害時の避難路として寄与することから、一般に通行可能とする方針を説明した上で、天端通行に関する懸念事項とその対応策を説明し、討議を実施した。  
 天端道路は区により管理される予定である旨、説明した。  
 天端通行に関する議論を深める場として、意見交換の場を設けることとした。  
 また、「兵庫橋撤去後の代替」に関する意見をいただき、次回以降のワーキングで引き続き協議することとなった。



## 2. ワーキングと堤防設計等の経過

# 2-1. 堤防整備 - 動線・環境含めて - 【兵庫橋～二子橋】

■兵庫橋～二子橋までの堤防の形状については、第5回までに「完成堤による整備」でまとまったことから、第5回までに提示した内容を元に、詳細設計を実施しています。

	提示内容	意見	対応	
第1回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成堤(土堤)により整備する案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成堤により整備することの反対意見は出なかった</li> <li>・上流の雑木林を残してほしい等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上流の雑木林を保全するため、堤外地側の坂路を下流に移動することを検討</li> </ul>
第2回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成堤(土堤)により整備する案</li> <li>・堤外地側の福祉坂路を上流の雑木林を保全するように配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫橋～癒しふれあい館付近(プラウド前)の樹木を残してほしい</li> <li>・階段の幅を広くしてほしい等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラウド前の樹木を極力保全するための堤防及び坂路構造を検討</li> <li>・階段の増設を検討</li> </ul>
第3回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成堤(土堤)により整備する案</li> <li>・プラウド前の樹木の一部を保全(空いたスペースに植樹も可能)</li> <li>・階段を2箇所を増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備案を反対する意見は、出されなかった</li> <li>・兵庫橋下流の親水護岸、階段は安全性が悪い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回～3回WGにいただいた意見を参考にした完成堤による整備を実施</li> </ul>

樹木の一部を保全(空いたスペースに植樹も可能)

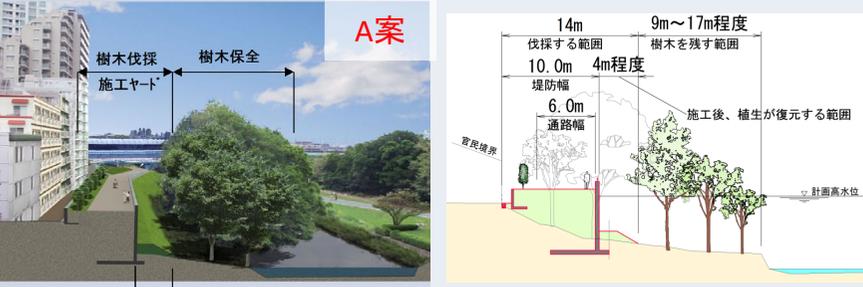
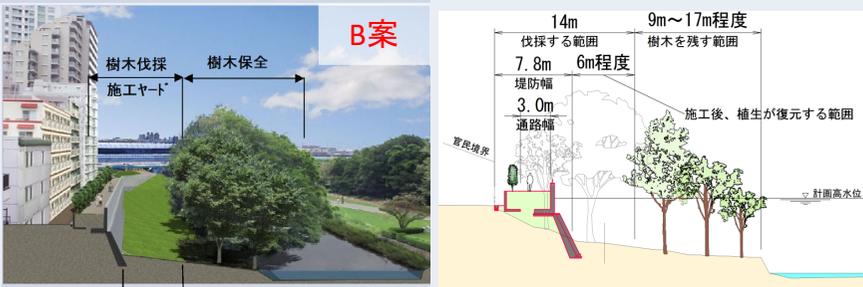
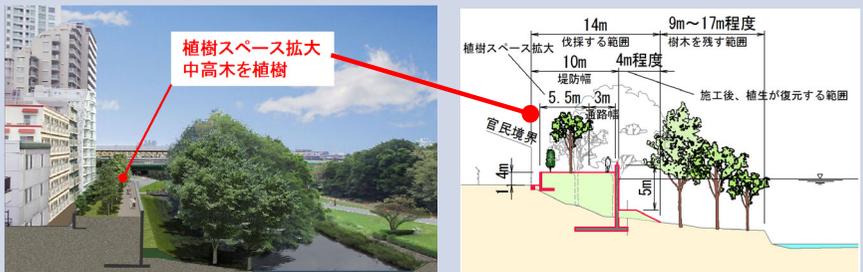
# 2-1. 堤防整備 - 動線・環境含めて - 【兵庫橋～二子橋】

■兵庫橋～二子橋までの堤防の形状については、第5回までに「完成堤による整備」でまとまったことから、第5回までに提示した内容を元に、詳細設計を実施しています。

	提示内容	意見	対応	
第4回	<p>水際への階段は設置しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水際への階段は安全上の理由から設置しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備案を反対する意見は、出されなかった</li> </ul>	—
第5回～第8回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防形状および動線に関する変更はなし</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回ワーキングで二子玉川地区全体の堤防整備方針がまとまったことから、詳細設計を進めることとした。</li> </ul>
第9回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防形状および動線に関する変更はなし</li> <li>・設計により詳細な形状や位置を調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段は不要(スロープのみ)でよいのではないか</li> <li>・マンション正面に階段を設置しないでほしい</li> <li>・避難の動線として階段は必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の位置や方向の再検討を行う</li> </ul>

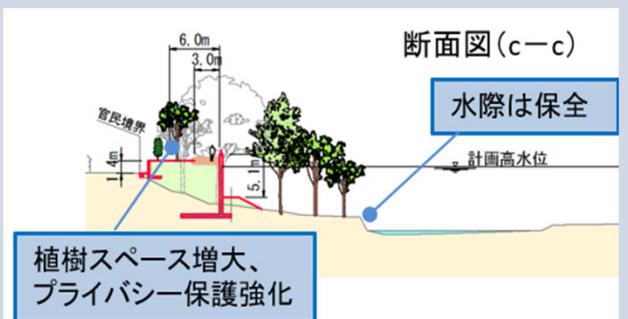
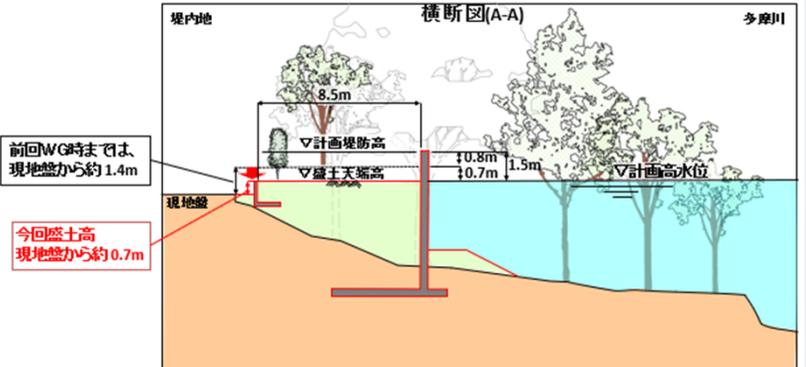
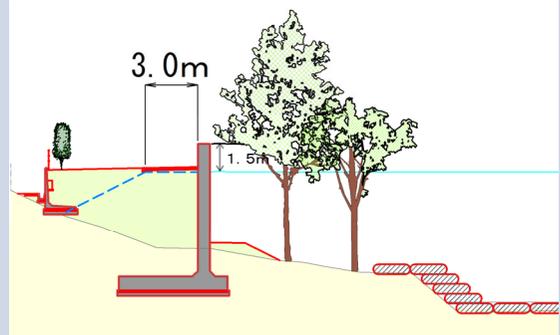
# 2-1. 堤防整備【谷川排水樋管～兵庫橋】

■谷川排水樋管から兵庫橋までの堤防の形状については、第5回までに「特殊堤による整備」でまとめたことから、第5回で提示した内容を元に、詳細設計を実施しています。

	提示内容	意見	対応	
第1回		<p>完成堤(土堤)整備として樹木は全て伐採する案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木を残してほしい、景観を守ってほしい、環境教育の場を残してほしいなど、多くの意見がだされた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木を保全できる堤防断面の案を検討</li> </ul>
第2回	<p><b>A案</b></p>  <p>将来的に植生が復元する範囲</p> <p><b>B案</b></p>  <p>将来的に植生が復元する範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木を極力保全できるような特殊堤を採用し、堤防幅を狭めることで樹木の保全を図った案を提示</li> <li>・堤防の構造を、直壁にしたA案、斜めにしたB案を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防整備方針のまえに環境調査の結果を提示すべき</li> <li>・多自然川づくりの専門家をワーキングに参加させてほしい</li> <li>・もっと樹木を残して環境を重視してほしい</li> <li>・癒しふれあい館から兵庫橋付近の樹木も極力残してほしい</li> <li>・堤防の上を通してほしくない</li> <li>・目隠しの樹木をふやしてほしい</li> <li>等の意見がだされた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境調査結果の整理と提示</li> <li>・多自然川づくり専門家(吉村先生)の参加</li> <li>・天端に新たな植樹範囲を確保(プライバシー対策兼用)</li> <li>・一部区間の断面を見直して赤松等も極力保全</li> </ul>
第3回	 <p>植樹スペース拡大中高木を植樹</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天端幅に植樹スペースを確保できる第2回で提示したA案をベースにプライバシー対策も踏まえた断面を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシー範囲の強化</li> <li>・天端の通行をやめてほしい</li> <li>等の意見が出された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防幅に関しては、特殊堤を直壁にし、プライバシー対策として植樹スペースを確保した提示案を方針とする</li> <li>・プライバシー対策区間を下流まで延伸させる 12</li> </ul>

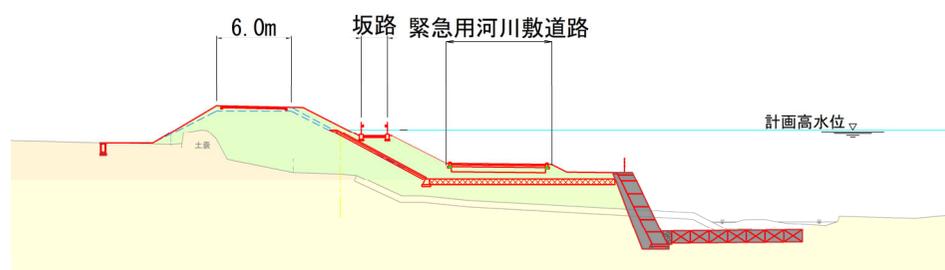
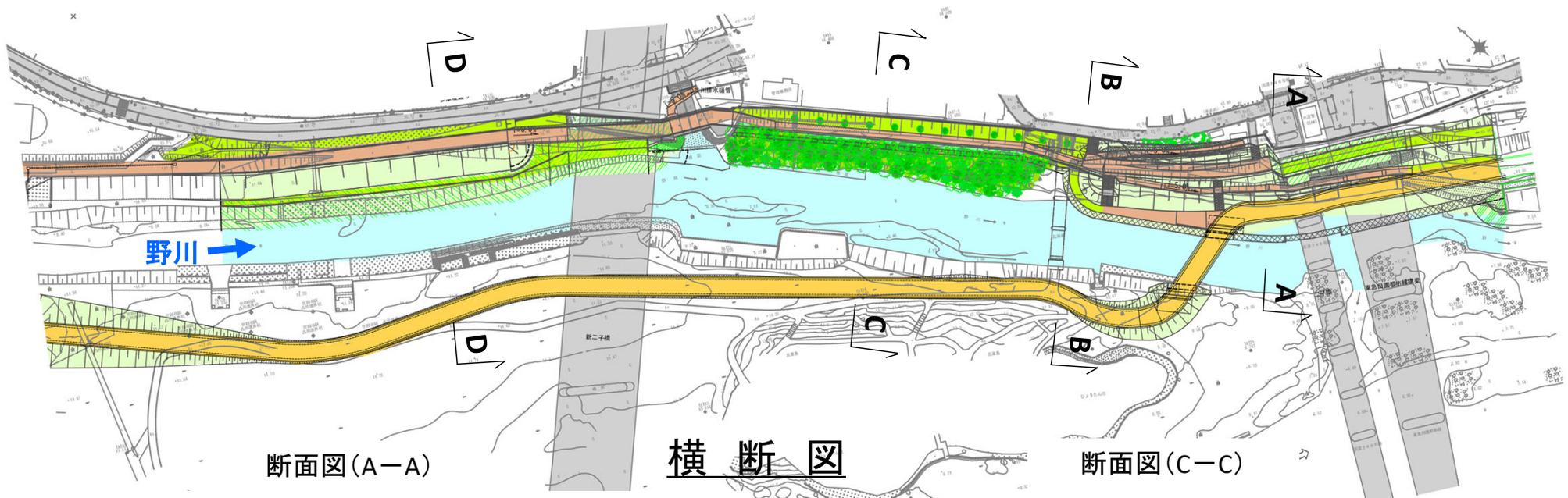
# 2-1. 堤防整備 【谷川排水樋管～兵庫橋】

■谷川排水樋管から兵庫橋までの堤防の形状については、第5回までに「特殊堤による整備」でまとめたことから、第5回で提示した内容を元に、詳細設計を実施しています。

	提示内容	意見	対応	
第4回	 <p>断面図(c-c)</p> <p>水際は保全</p> <p>計画高水位</p> <p>官民境界</p> <p>植樹スペース増大、 プライバシー保護強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防高について、暫定堤防でよいのではないかと いう意見と、完成堤防にした 方が良いのではという 意見が分かれた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回、堤防高について議 論することとした</li> </ul>
第5回	 <p>堤内地</p> <p>横断面図(A-A)</p> <p>多摩川</p> <p>前回WG時までは、 現地盤から約1.4m</p> <p>今回盛土高 現地盤から約0.7m</p> <p>▽計画堤防高</p> <p>▽盛土天端高</p> <p>▽計画高水位</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁盛土高を計画高水 位まで下げ、擁壁高を計 画堤防高とした案と、計画 高水位とした案を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁盛土天端高の設定 根拠について、質問が寄 せられ、回答を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防高は、「計画高水位 +1.5m、盛土高は現地盤 から+約0.7m」でまとま ったことから、この条件で詳 細設計を進めることとした</li> </ul>
第6回～第9回	 <p>3.0m</p> <p>1.5m</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> </ul>	<p>—</p>	<p>—</p>

## 2-2. 二子玉川地区の堤防整備について

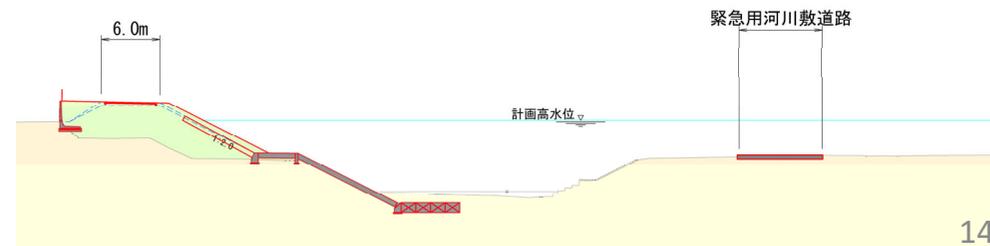
■これまでのワーキングを踏まえ、検討をした結果、二子玉川地区の堤防整備方針は、以下のとおりとなっています。



断面図(B-B)



断面図(D-D)



## 2-2. 第二期工事完成後(令和6年度予定)のイメージ

空撮イメージ



新二子橋より下流を望む



兵庫島公園から左岸下流方向



# 2-3. 動線【堤防整備範囲から商店街、天端通行、駅方向】

各ワーキングで提示している図面を元に、導線を加筆

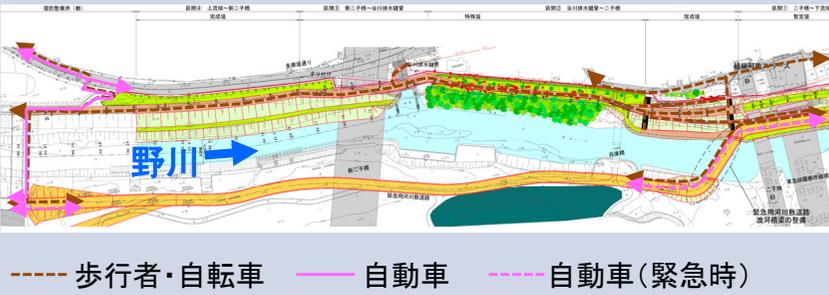
■旧堤側道へのアクセス路や階段の増設等のいただいた意見を反映しています。

	提示内容	意見	対応	
第1回	<p>※歩行者・自転車・自動車の区分の明示なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上流から下流まで堤防天端を利用</li> <li>・二子橋より下流は通行止め</li> <li>・兵庫島へは、緊急河川敷道路渡河橋を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街から川に向かう通路がほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街から川に向かう通路を検討</li> </ul>
第2回	<p>----- 歩行者・自転車    - - - - 自動車    - - - - 自動車(緊急時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な方針は、第1回WGと同様</li> <li>・商店街から川に向かう通路を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天端の上を通らないようにしてほしい</li> <li>・階段を広くしてほしい</li> <li>・教育活動できるようにしてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の増設および水際へのアクセス階段の設置を検討</li> <li>・雑木林の区間については、部分模型を作製し、再度説明し、理解を求める</li> </ul>
第3回	<p>----- 歩行者・自転車    - - - - 自動車    - - - - 自動車(緊急時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な方針は、第2回WGと同様</li> <li>・階段を1基増設</li> <li>・水際へのアクセス階段を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行止めしたい意見と散歩したいとの意見あり</li> <li>・水際アクセスの階段は不要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水際へのアクセス階段の撤去を検討</li> <li>・天端の通行については、再度説明し、理解を求める</li> </ul>
第4回	<p>----- 歩行者・自転車    - - - - 自動車    - - - - 自動車(緊急時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な方針は、第3回WGと同様</li> <li>・水際アクセスの階段を削除した案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥や動物のために人間は通さない方がよい。</li> <li>・防犯上の問題が心配</li> <li>・堤防はみんなのもの。自由に通れることも考えるべきではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者としては多くの方に使ってもらうことを考えている。</li> <li>・引続き協議を実施していく</li> </ul>

# 2-3. 動線【堤防整備範囲から商店街、天端通行、駅方向】

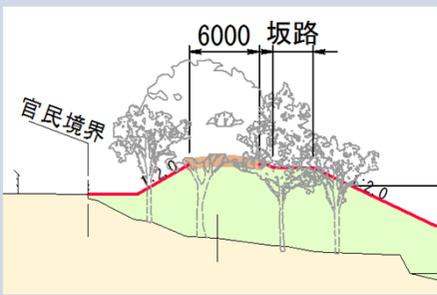
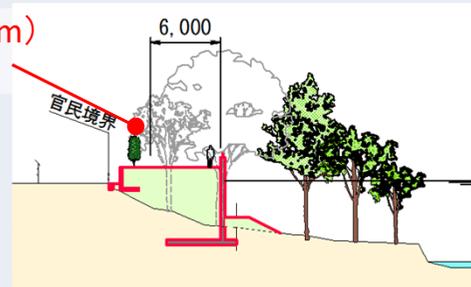
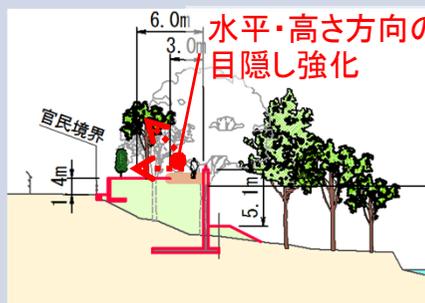
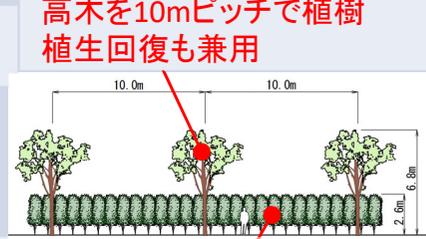
各ワーキングで提示している図面を元に、導線を加筆

■旧堤側道へのアクセス路や階段の増設等のいただいた意見を反映しています。

	提示内容	意見	対応	
第5回	 <p>----- 歩行者・自転車    —— 自動車    - - - - 自動車(緊急時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防天端は通行させてほしい、通れるべきである</li> <li>・商店街への道を通れば、天端を通す必要はない</li> <li>・多摩堤通りの道路事情が悪いので、通してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き協議を行う</li> </ul>
第6〜7回	<p>— (同上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> </ul>	<p>—</p>	<p>—</p>
第8回	<p>— (同上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションは手前を人が通る前提で設計されていないので、人が通らないようにしてほしい</li> <li>・この区間だけ通れなくするのはいかなものか</li> <li>・区道へのアクセス路が確保されるのであれば天端を通す必要はない</li> <li>・多摩堤通りが狭いので、天端道路を子供たちの通学路や通勤路としても使わせてもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回は天端通行を主題として協議を行う</li> </ul>
第9回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・天端道路は、閉鎖管理しない方針を説明</li> <li>・天端通行に関する懸念事項とその対応策を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段は不要なのではないか(スロープのみでよいのではないか)</li> <li>・マンション正面に階段を設置しないでほしい</li> <li>・避難の動線として階段は必要ではないか</li> <li>・安全な天端道路を通してほしい</li> <li>・プライバシー確保だけでなく自由散策の確保もお願いしたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションにお住まいの方を対象に、別個の意見交換の場を設けることとする</li> </ul>

## 2-4. 目隠し対策【兵庫橋～谷川排水樋管】

■プライバシー対策については、樹木による目隠しを設置することを提示し、いただいた意見を反映しています。

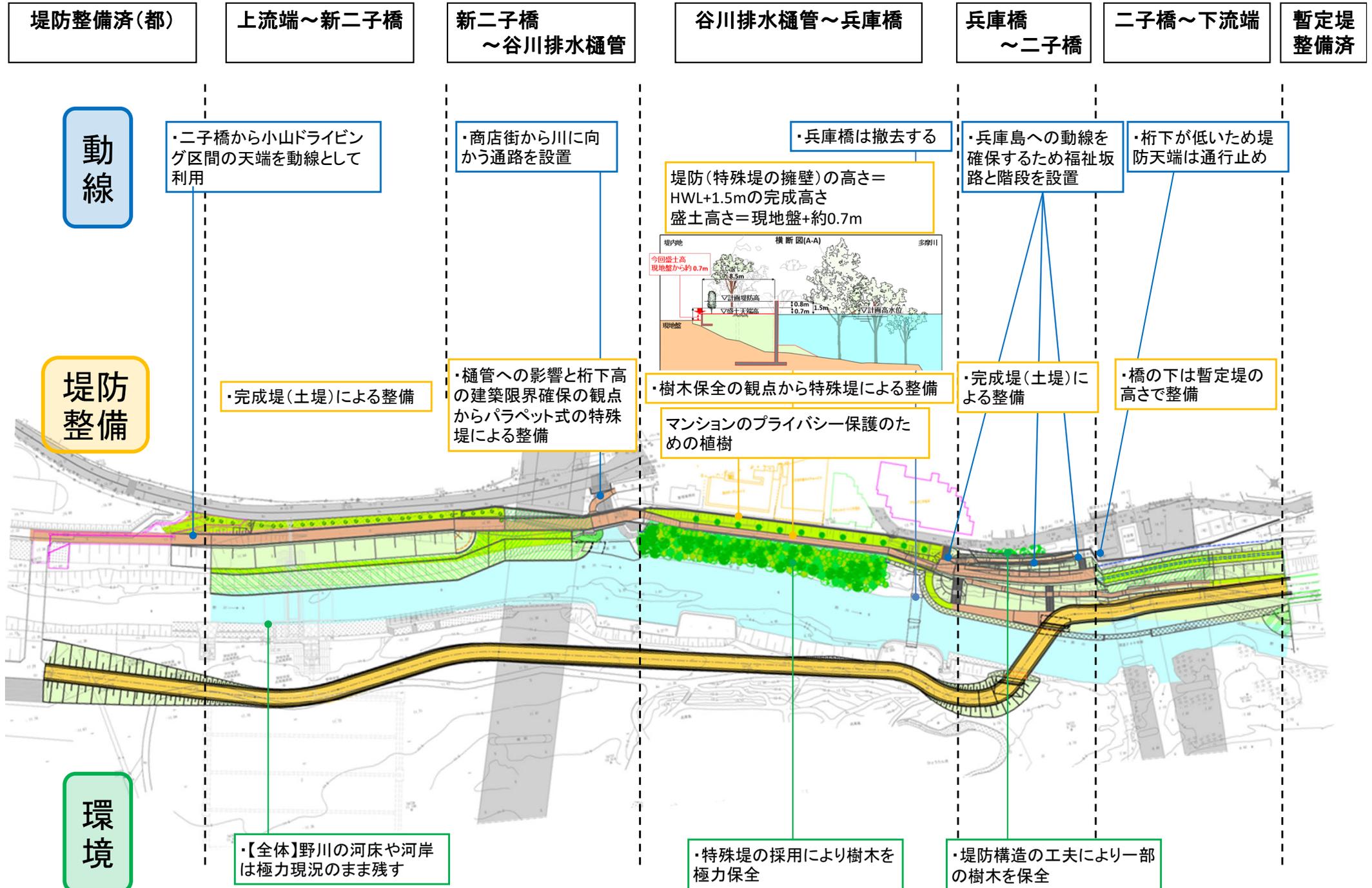
	提示内容	意見	対応	
第1回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシー対策は未考慮(樹木等の目隠しは未配置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションへの目線が気になる、プライバシーが守られない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防構造と併せて、目隠し対策を検討</li> </ul>
第2回	<p>中木(高さ2~3m)による目隠し</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中木の生垣(高さ2~3m)による目隠し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション前の目隠し樹木はできるだけ密にしてほしい</li> <li>・目隠しの樹木を増やしてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案した目隠しを強化する工夫を検討</li> </ul>
第3回	<p>水平・高さ方向の目隠し強化</p>  <p>高木を10mピッチで植樹 植生回復も兼用</p>  <p>高さ2.5~3.0mの中木を密に植える(目隠し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中木の生垣と高木(10mピッチ)により、水平方向と高さ方向の目隠し機能を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目隠しを延伸してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目隠しを延伸する工夫を検討</li> </ul>
第4回	 <p>目隠し範囲を29m延伸</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目隠しの範囲を延伸した案(29m)</li> <li>・延伸する場合は兵庫橋の撤去が伴う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目隠し方法に反対する意見は、出なかった</li> </ul>	<p>—</p>

# 2-4. 目隠し対策【兵庫橋～谷川排水樋管】

■プライバシー対策については、樹木による目隠しを設置することを提示し、いただいた意見を反映しています。

	提示内容	意見	対応
第5・6回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の管理は誰がするのか</li> <li>・管理については京浜河川事務所と世田谷区で協議を行う</li> </ul>
第7回	<p>②樹木関連のご意見と対応方針(プライバシー確保のための植樹)</p> <p>■目的：隣接する居住地のプライバシー確保のため、樹木を植樹するもの。</p> <p>■方針：A：目隠しの高木(2.5～3.0m程度)を別途、アクセントとして高木(6～8m程度10m程度)          B：植樹箇所毎に異なる天然樹種          C：木の深さ2～5m程度、幅2～5m程度          D：新植入による(20%の移植可能な樹種・種とも定直しできない使用しない)</p> <p>【低木の選定条件】          ① 神奈川県・東京都近郊で生育・入手可能な在来種(必須)          ② 虫食や病気に強い種(必須)          ③ 常緑樹(冬でも目隠しとなる) (必須)          ④ 高さや枝葉が密な種(必須)          ⑤ 新着虫や乾燥等に耐性がある種          ⑥ 花などが楽しめる種          ⑦ 鳥や虫が集まる種          ⑧ 現地調査で確認された種</p> <p>【高木の選定条件】          ① 神奈川県・東京都近郊で生育・入手可能な在来種(必須)          ② 虫食や病気に強い種(必須)          ③ 常緑樹(冬でも緑がある) (必須)          ④ 新着虫や乾燥等に耐性がある種          ⑤ 花などが楽しめる種          ⑥ 鳥や虫が集まる種          ⑦ 現地調査で確認された種</p> <p>植樹後の維持管理を誰が行うか議論が必要です。</p> <p>【樹木】          ・カンツバキ          ・ギンモクセイ          ・キンモクセイ          ・ヒサカキ</p> <p>【高木】          ・カシノメチ          ・ソヨゴ          ・ネズミモチ          ・ヤブツバキ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目隠し樹木の樹種選定条件と候補樹種案を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の管理がマンション住民の負担になることは受け入れられない</li> <li>・通行不可とすれば、目隠し樹木は不要となるのではないかと</li> <li>・管理については京浜河川事務所と世田谷区で協議を行う</li> </ul>
第8回	<p>2) 植栽の取扱い</p> <p>■植栽の設置目的          ・谷川排水樋管～居住地の特殊な空間について、実業を通行する歩行者・自転車に対して、隣接する居住地のプライバシーを確保するための目隠し機能を実現          ・樹木伐採により失われた樹木を復元</p> <p>■植栽の配置方針          ① 水平方向の目隠しとして中木(樹高2.5～3m程度)を配置          ② 垂直方向の目隠し及びアクセントとして高木(樹高6m～7m程度)の配置についても検討          ③ 植樹場所は特殊な天然樹種          ④ 伐採木の代替として、野鳥の利用等が期待されている</p> <p>2) 植栽の取扱い(目隠し機能イメージ)          ■中木+高木配置案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水平方向の目隠しに中木、垂直方向の目隠しおよびアクセントに高木を配置する案を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花粉によるアレルギーに配慮した樹種選定をしてほしい</li> <li>・樹木の倒木、落葉の清掃作業が発生しないようにしてほしい</li> <li>・アレルギー、倒木の危険性に考慮した植栽を計画する</li> <li>・管理については引き続き世田谷区と協議を行う</li> </ul>
第9回	<p>対策案① 目隠し樹木の植樹</p> <p>■通行者からのプライバシーの保護、防犯、転落の危険性への対策として、目隠しとなる樹木を植樹します。          ■工事により失われる樹木の復元にも寄与します。</p> <p>■樹木の配置方針          ① 水平方向の目隠しとして中木(樹高2～3m程度)を配置          ② 垂直方向の目隠し及びアクセントとして高木(樹高6m～7m程度)の配置についても検討          ③ 植樹場所は特殊な天然樹種          ④ 伐採木の代替として、野鳥の利用等が期待されている</p> <p>対策案② マンション側に柵を設置</p> <p>■転落の危険性への対策として、転落防止柵をマンション側の崖壁に設置します。</p> <p>平面イメージ</p> <p>柵の高さイメージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目隠し植樹については変更なし</li> <li>・目隠し樹木とマンションの間に転落防護柵を設ける</li> <li>・樹木の管理は世田谷区が実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植樹は一般の通行を許すかで変わってくる</li> <li>・今後詳細な植栽計画を立案していく</li> </ul>

# 2-5. ワーキングでの議論を踏まえ決定した設計条件の整理



### **3. 天端通行に関しての河川管理者、 区の立場・意見、対策案について**

## 3-1. 天端通行に関する河川管理者の立場・意見等【第9回WG配付資料抜粋】

河川は公共用物であり、通常堤防の天端は、自由使用として、一般の利用に供されるものである。

### 関連する法律、指針等

#### 【河川法】

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

#### 【堤防天端に関して】

- 浸透水に対して必要な堤防断面幅を確保するために必要であるほか、常時の河川巡視、洪水時の水防活動等のために必要。
- 管理用通路として、散策路や高水敷のアクセス路として、日常的に住民の利用に供している。
- 散策路や高水敷へのアクセス路として、河川空間のうちで最も利用されている空間である。

「解説・河川管理施設等構造令」より抜粋

#### 【河川の使用に関して】

- 一般公衆が、河川管理者から許可などの何らかの行為を要することなく自由に行うことができる河川使用を「自由使用」と呼ぶ。

「よくわかる河川法」より抜粋

- ・堤防天端を含む河川区域は、公共用物・区民共有の財産であり、天端道路は、自由使用の原則に鑑みて、一般の用に供するべきであると考えます。

上記の前提の上に、

- (1) 区の都市整備方針（区の都市計画マスタープラン）の二子玉川周辺地区において、まちなかを散策・回遊できるまちの形成を図ることとしていることに整合するものと考えます。
- (2) 歩道のない多摩堤通り等の歩行空間の代替として、安全な通行の確保に寄与するものと考えます。また、二子橋一帯の河川敷が都の指定する「広域避難場所」となっていることから災害時における円滑な避難にも寄与するものと考えます。

### 関連する方針等

1. 河川区域内の土地について（国土交通省資料「河川敷地の占用許可制度について（抜粋）」  
河川区域内の土地は、河川管理施設と相まって、洪水による被害を除却・軽減させるためのものでありかつ、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は原則として認めるべきではない。
2. 世田谷区都市整備方針（抜粋）  
二子玉川駅周辺地区：居住者・来街者・就業者など多くの方が文化・芸術・健康・スポーツに親しめる交流の場づくりを進めるとともに、豊富な自然資源を活かし、安全で快適にまちなかを散策・回遊できるまちの形成を図ります。
3. 二子玉川まちづくり基本方針（抜粋）
  - ・多摩川や河川敷を積極的に活用し、「かわ」と「まち」との良好な関係づくりを目指します。
  - ・安全で快適な交通環境づくり 交通機能の強化や歩行者優先のルールづくり、歩行空間の充実により、安全で快適なまちづくりを目指します。
  - ・歴史文化や自然資源、駅周辺を中心としたにぎわいを意識した、回遊性ルートの充実を図ります。

## 3-2. 天端通行に関する懸念事項等について 【第9回WG配付資料抜粋】

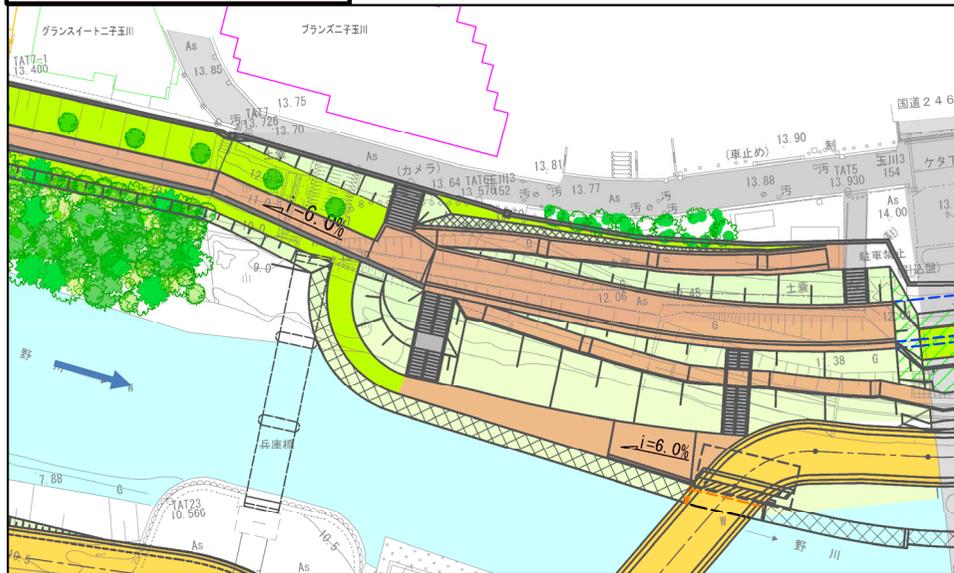
天端の通行に関する懸念事項と、懸念事項に対して、河川管理者及び占用予定者である世田谷区で実施できる対策（案）についてまとめました。

天端通行に関する懸念事項	対策（案）	ページ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○通行者からのプライバシーの保護</li> <li>○防犯上の問題</li> <li>○転落の危険性</li> </ul>	目隠しとなる樹木の植樹 マンション側に柵を設置	13ページ 14ページ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○通行者により夜間の騒音がひどくなる恐れ</li> <li>○違法駐輪される恐れ</li> </ul>	河川の利用にあたっては、騒音を出したり自転車を放置するなど、他の河川利用者や近隣住民の迷惑となるような使用を行わないよう占用予定者である世田谷区と河川管理者が協力して注意喚起を行うなど適切に対応します。	15ページ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○野鳥のエリアに人が往来することの悪影響</li> </ul>	営巣している鳥類は確認されておらず、兵庫島の環境が残るため影響は少ないと考えられる。	16ページ
目隠し植樹に関して	対策（案）	ページ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○倒木の危険性</li> <li>○アレルギーへの配慮</li> </ul>	倒木が発生しにくい樹種選定 アレルギーの発生しにくい樹種の選定	17ページ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○目隠し樹木の管理について</li> <li>○落葉の清掃作業等の負担</li> </ul>	樹木の管理については、世田谷区に管理していただくことで調整中です。 倒木や落葉に配慮した樹種や配置を検討します。	15ページ
天端通行に関してのご意見	回答	ページ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○区道へ抜ける道としてアクセス路も確保されるのであれば、天端を通す必要はない</li> </ul>	谷川排水樋管脇取付道路は、道幅が狭い箇所ができるため、ボトルネックとなることが懸念され、特殊堤の天端を通すことで、通行者を分散した方が良いと考えます。	4ページ

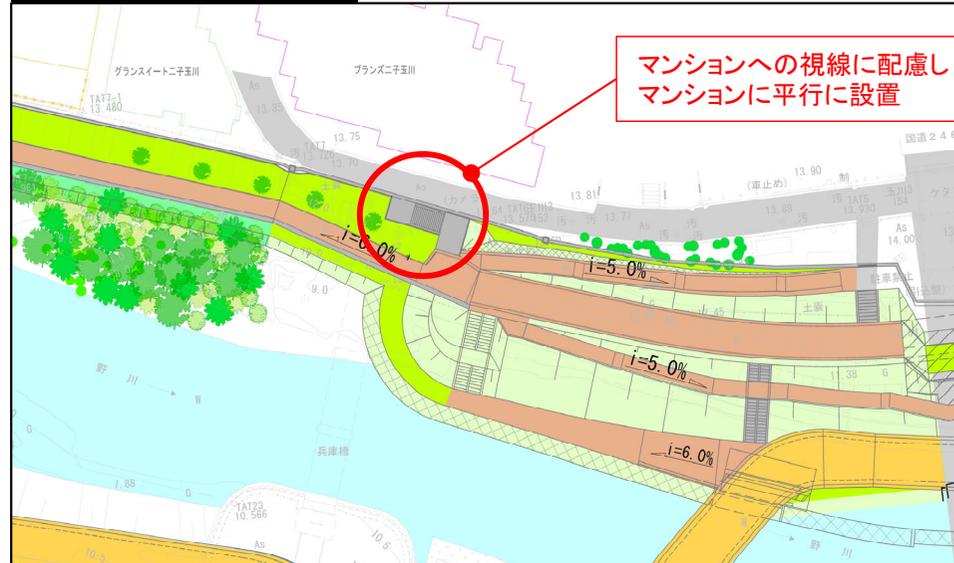
# 3-3. 階段位置の見直し検討

■第9回ワーキングでの意見を受けて、階段位置の再検討を行っています。

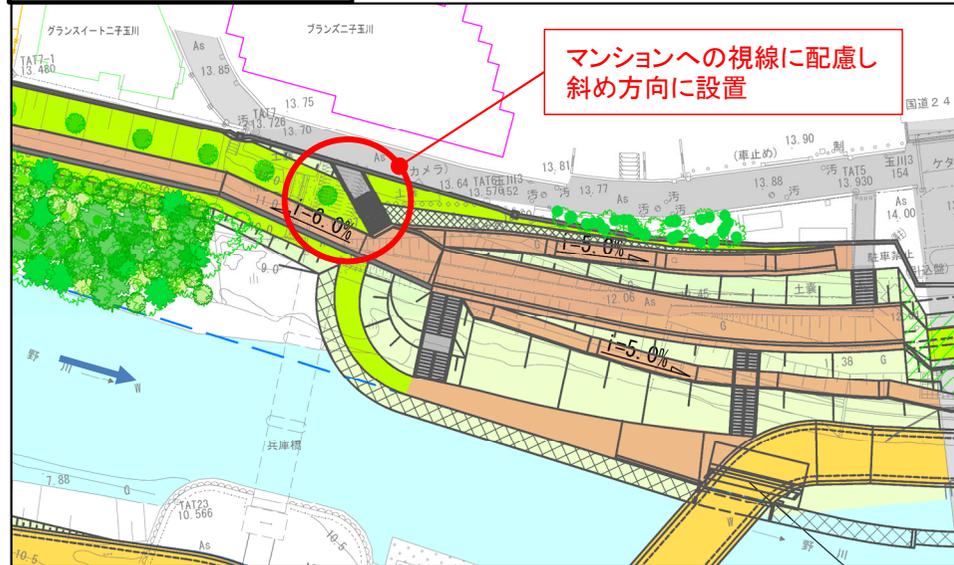
現時点の階段配置



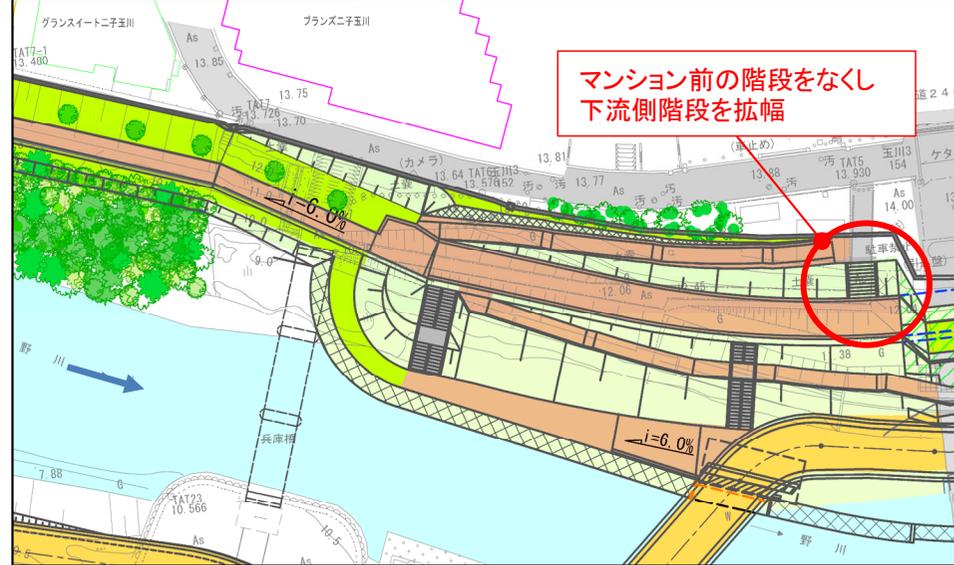
案1: 直角階段案



案2: 斜め階段案



案3: 下流側のみ案



**ご清聴ありがとうございました**